

令和4年5月18日

姪浜タクシーグループ

「第二種運転免許」の受験資格要件緩和について

令和4年5月13日に施行されました改正道交法に伴い、二種免許を取得する際の要件が「19歳以上かつ免許保有歴1年以上」へ緩和されました。

姪浜タクシーグループには「二種免許取得支援制度」があり業界未経験者のタクシー乗務員デビューを応援しています。

受験資格要件緩和の主な内容は下記の通りです。

記

1. 「受験資格特例教習」が必要になります
 - ・ 経験課程（免許取得から3年未満の方 実技・座学）
 - ・ 年令課程（年齢が21歳未満の方 座学）

※教習の内容は2つ 状況に応じての受講が必要

※教習終了にて二種免許受験資格を得ることができますが、実技・座学等の免除はありません。
2. 費用等(施設により異なります)

経験課程	27時間	費用 196,300円	} 会社一時立替
年令課程	6時間	費用 76,400円	
セットの場合は 236,300円			

※二種免許未取得の方の入社でも、当グループには二種免許取得支援制度があります。「受験資格特例教習費」及び「二種免許取得費」は会社が一時立替を行い、規程を満たした場合は費用が全て無料となります。

詳細につきましてはお気軽にお問い合わせ下さい。
3. 注意点
 - ・ 21歳になるまでに累積3点以上の違反がある場合は、別途9時間の若年運転者講習の受講が必要となり、受講しないと二種免許が取り消されます。

以上